

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年5月まで

私は、申立期間を含む昭和40年3月から44年3月までA町（現在は、B市）のC医院に住み込みで勤務していた。時期は定かではないが、同医院の院長夫人から国民年金制度についての説明があり、それ以後は毎月の給料から国民年金保険料が控除され、給料袋に国民年金保険料の領収証が同封されていたので、院長夫人が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。領収証は縦4cm、横5cmぐらいの大きさで、ピンク、黄、青など数種類の色であった。保険料額は途中で1回変更されたと思うが、170円から250円ぐらいであった。保険料の納付方法については、毎月、同医院に集金に来ていた人に院長夫人が従業員全員の保険料をまとめて納付していたと思う。

また、結婚のためC医院を退職し、いったん実家のD市（現在は、E市）に帰った後、1か月ぐらいですぐにA町に戻ってきたが、それ以降は、婦人会の役員が毎月、集金に来ていた。

当時の領収証は紛失したが、間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和42年1月から44年3月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿から、43年10月に払い出されていることが確認でき、時期は定かではないが、C医院に住み込みで勤務していた期間に国民年金に加入したとする申立人の主張と符合している。

また、当時、C医院と一緒に住み込みで勤務していたとする同僚のうち、年金記録が確認できた二人は、いずれも「同医院に住み込みで勤務した期間に院長夫人が国民年金保険料を納付してくれていたか否かは覚えていないが、少なくとも自分自身は保険料を納付していない。」旨を供述しているところ、当該同僚二人とも同医院に住み込みで勤務していた期間に国民年金手

帳記号番号が払い出され、その間の保険料は過年度保険料を含めて全て納付済みとなっている上、申立人が同医院の従業員全員の保険料をまとめて納付していたとする院長夫人は、制度発足の昭和36年4月から60歳到達までの国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられることを踏まえると、申立人が主張するように院長夫人が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、「保険料額は途中で1回変更されたと思うが、170円から250円ぐらいであった。」と主張しているところ、当該期間の国民年金保険料額は昭和44年1月に200円から250円に改定されており、保険料額の改定回数を含め申立内容とおおむね一致している。

- 2 申立期間のうち、昭和44年4月及び同年5月について、戸籍の附票から、同年6月*日に再度、A町に転入していることが確認でき、当該転入時に作成されたと考えられる同町の国民年金被保険者名簿から、前述の国民年金手帳記号番号を引き継ぎ、被保険者資格取得日も42年1月1日となっていることに加えて、44年9月30日に同年6月から同年9月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることを踏まえると、同じ現年度保険料である当該期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成4年1月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月から4年1月まで
② 平成12年3月から15年8月まで

申立期間①の前後の数年間において、A社における標準報酬月額は、41万円となっているのに、当該期間の標準報酬月額が30万円に下がっていることに疑問があるので、調べてほしい。

また、申立期間②の直前までの標準報酬月額が41万円となっているのに、当該期間の標準報酬月額が30万円、26万円と下がっていることに疑問があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年1月の標準報酬月額については、A社から提出された平成4年分の申立人に係る所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、同年1月は、41万円とすることが妥当である。

また、A社に係る登記簿謄本及び同社の証言により、申立人は、平成4年

1月に同社の取締役であることが確認できるところ、申立人は「申立期間当時は、住宅設備機器の販売や水道、ガス関係の工事を担当しており、事務関係の仕事は行っていなかった。標準報酬月額の変動については、国から書類が送られてきて初めて知った。」と主張していること、並びに事業主等の供述、及び複数の同僚が「申立人は、住宅部門の販売や工事の仕事をしていた。積極的に経営や経理面の仕事を行っていたような印象は無かった。」旨を供述していることを踏まえると、申立人は、取締役として厚生年金保険料の納付義務の履行について知り得る立場にはあったものの、申立期間に係る納付の履行について、明らかな関与があったとまでは認められない。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち平成3年3月から同年12月までの期間及び申立期間②のうち12年7月から15年8月までの期間については、A社から提出された3年分、12年分、13年分、14年分及び15年分の申立人に係る所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が一部の期間について、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち平成12年3月から同年6月までの期間について、A社から提出された同年分の申立人に係る所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和45年4月1日であると認められることから、当該資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで

私の夫は、昭和 33 年 12 月から*年*月に死亡退職するまでの期間、A社において勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社から提出された申立人に係る従業員名簿及び申立人の妻から提出された申立人の給与明細書から、申立人は、申立期間当時、同社において継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、A社B支店及び同社(本社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和45年4月1日に同社B支店における被保険者資格を喪失し、同日付けで、同社(本社)の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社(本社)において昭和45年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記のA社(本社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10万円とすることが妥当である。

香川国民年金 事案 421

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 55 年 2 月まで

会社を退職後何年か経過した時に、A 町（現在は、B 市）役場から「国民年金保険料を納付していない期間があるので、来てください。」という通知が何度か来たので、同役場に出向いたところ、50 歳過ぎの女性から納付していない期間の国民年金保険料をすぐに納付してくださいと言われ、その時に全て納付した（あるいは、2 回ぐらいに分けて納付したかもしれない。）。その結果、国民年金保険料を納付していない期間は無いと言われた。申立期間について、国民年金保険料を納付したのは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

なお、国民年金保険料を納付した時に領収書を受け取ったことは記憶しているが、その時に国民年金の手帳をもらった記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

B 市に係る国民年金受付処理簿により、申立人は、申立期間直後の昭和 55 年 3 月 7 日に国民年金に任意加入し、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 4 月に払い出されていること、国民年金被保険者名簿においても、申立人は同年 3 月 7 日に国民年金に新規に任意加入し、同年 3 月から国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、「国民年金保険料を納付した時に領収書を受け取ったことは記憶しているが、その時に国民年金の手帳をもらった記憶は無い。」と主張しており、申立内容には不自然な点がみられる。

また、申立期間当時、申立人は、任意加入対象者であったことから、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、制度上、遡って国民年金保険料を納付することはできない上、A 町役場で申立期間直後に年金事務を担当していた職員は、「国民年金制度のとおりに取り組んでおり、任意加入

対象者に対して、遑って被保険者資格を取得させたり、遑って保険料を納付させることはしていなかった。申立期間においても、同様の取扱いであったと思う。」旨の回答をしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月10日から31年5月1日まで

申立てに係るA社は、B事業所（後に、C社）と同様、父親が経営しており、私は、申立期間当時、A社に事務担当者として勤務していたところ、同社の設立時となる2、3年前に遡って厚生年金保険の適用事業所に該当する手続きを行わなければならないことになり、私に対応し、同社は遡って同保険の適用事業所になったことを記憶している。その後、同社が事業を停止するまで勤務し、事業停止後は、引き続きB事業所に勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む自身の職歴について、「私は、A社に事務担当者として勤務し、同社が事業を停止した後、すぐに父親が経営するB事業所で働いていたが、当該事業所がD県内に出張所を設立することになり、時期は不明であるが、夫とともに当該出張所の開設に合わせて赴任した。」と主張している。しかし、オンライン記録によると、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和28年7月10日からB事業所が法人化されC社となる31年5月1日に被保険者資格を取得するまでの期間の厚生年金保険加入記録が無い。

このことについて、申立人の弟でC社の元事業主は、「私は、大学生の時（昭和28年4月から32年3月までの期間）に、B事業所のD出張所で何度かアルバイトをしたことがあるが、当該出張所は、申立人の夫が責任者を務めていた。」と供述している上、当該事業所で申立期間中の昭和29年9月1日及び31年4月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得している二人の被

保険者は、「私が同社に入社した時には、A社は既に廃業しており、申立人の夫は、B事業所のD出張所に勤務しており、申立人も同様にE県を離れていた。」と供述している。

また、申立人は、「申立期間当時、私はA社の事務担当者として勤務していたところ、年金係の職員が訪れ、同社の設立時まで2、3年遡って厚生年金保険の適用事業所となるよう指導を受けたため、父親に相談した上で、私に対応し、同社は設立時まで遡って同保険の適用事業所になった。」と主張しているが、同社の厚生年金保険被保険者に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿から判断すると、同社が同保険の適用事業所に該当する手続を行った時期は、同社が設立された昭和26年6月8日の約4か月後となる同年10月頃であったと考えられることから、申立期間において、自身が事務担当者として同社で勤務していたとする申立人の主張は認め難い上、申立期間において申立人が同社の事務担当者として勤務していたとする供述を同社の被保険者から得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所に該当しなくなった日は、昭和29年4月30日であることが確認できる上、申立人は、「同社は、設立から3年ないし4年後には事業を停止した。」としており、同社が適用事業所に該当しなくなった日と事業を停止した時期がおおむね一致することから、同年4月30日以降に申立人が同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたとは考え難い。

加えて、A社の代表取締役であった申立人の父は既に死亡しており、供述を得ることができない上、申立人は、「同社の資料は全て処分した。」としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 20 日から同年 11 月まで

私は、A社（後にB社に名称変更）が所有するC船に昭和34年1月から36年11月まで乗船していたが、同年8月20日に船員保険被保険者資格を喪失した記録となっている。乗船期間中は、毎月、給与から保険料が控除されていたと思うので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社には、従兄弟と一緒に雇われ、二人ともC船に乗船し、同社を辞めた日も一緒だった。」としているところ、当該従兄弟の同社での船員保険被保険者資格喪失日は、申立人と同じく昭和36年8月20日となっている上、申立期間中の同年8月30日に同社で船員保険被保険者資格を取得した者は、「申立期間当時、同社が所有していたC船に乗船していたが、申立人のことは知らない。」と供述している。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名欄に、「(失) 36年9月6日」と記載されていることについて、管轄年金事務所は、「当該記載は、申立人が、船員保険被保険者資格を喪失した後に失業保険金の請求手続を行った日であると思われる。」と回答しており、前述の申立人の従兄弟についても、近接する日付での同様の記載が確認できる。

さらに、申立期間当時、A社において船員保険被保険者資格が確認できる者が所持している船員手帳及びオンライン記録によると、当該被保険者の同社における雇止日と船員保険被保険者資格喪失日が一致していることが確認できる上、同社の複数の船員保険被保険者が、「同社は、雇用している間は、船員保険をかけてくれていたと思う。」旨を供述している。

加えて、A社は既に船員保険の適用船舶所有者に該当しなくなっている上、

申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する取扱いを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から36年4月1日まで

私の夫は、申立期間において、A県B市C町にあったD社に勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、年金記録の訂正を求めて申し立てたものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、D社がB市C町に設立した営業所に勤務した。」と主張しているものの、同社E支社は、「当社のB支部は、同市C町に所在したことは無く、申立期間に当社B支部で勤務していた社員は、『申立人のことは知らない。』と述べている。」旨を供述している上、申立人の子息が記憶している同社がB市に設立した営業所の所在地について、近隣の住人は、「当地には、F社の営業所があった。」と供述していることから、申立人の申立事業所に係る事実を確認することができない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立事業所における勤務実態について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から57年10月1日まで
② 昭和62年4月1日から同年10月1日まで

申立期間①及び②当時は、高度成長時代であり、勤務していたA社（現在は、B社）の給与は右肩上がりで、前年、前期及び前月よりも下がることはなかったが、年金記録では申立期間の標準報酬月額が直前の期間の標準報酬月額より低額となっている。標準報酬月額の決定に当たって、各月の報酬月額を正しく捕捉した上で決定されているか否かを調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間についてB社から提出された給与支給明細書によると、報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額より高額である期間も確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、全てオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月9日から27年3月26日まで
私は、昭和23年3月から27年3月まで、A市にあったB社C工場に勤めていたが、年金事務所に確認したところ同年4月に脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。

しかしながら、その頃は、結婚の準備で毎日忙しかったので、脱退手当金を受け取った記録となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性被保険者のうち、6か月以上の厚生年金保険被保険者期間を有し、申立人の同被保険者資格喪失日である昭和27年3月26日の前後3年以内に資格喪失している30人について、オンライン記録により脱退手当金の支給決定記録を確認したところ、14人に脱退手当金の支給決定記録が確認でき、そのうち10人が厚生年金保険被保険者資格喪失後6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、当該事業所の元現場指導員は、「当時の会社では脱退手当金の受給については、該当者の希望制を採用しており、受給希望者については、会社が請求事務手続を代行していた。」と回答しており、当時の同僚も、「会社が、退職時に脱退手当金を受給するか否かの希望を聞いてくれ、私は受給する方を選択し、脱退手当金は会社から受け取った。」と供述しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和27年4月12日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に脱退手当金を支給したことを意味する「脱手」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 20 日から 31 年 6 月 30 日まで
② 昭和 31 年 11 月 7 日から 33 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 2 月 1 日から 38 年 1 月 20 日まで

平成 22 年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。

しかしながら、同手当金を受け取った覚えは無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間③後に勤務した事業所を退社後は厚生年金保険の加入履歴が無い上、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和 44 年まで国民年金に加入していないことから、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月25日から33年9月14日まで
年金事務所で、申立期間についての年金記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、同手当金を受け取った覚えは無いので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が記載されているページとその前後の計3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年9月14日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす同僚16人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち13人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年1月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 31 日から 39 年 7 月 22 日まで
年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答をもらった。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度も知らなかった上、退職する際、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 7 月 22 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす同僚女性 26 人の支給記録を確認したところ、13 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 12 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所が、「当時の経理担当者によると、退職時に従業員に対して脱退手当金の説明をし、会社が代理請求した上で脱退手当金を支給していた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から36年4月15日まで
年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答をもらった。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度も知らなかった上、退職する際、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年4月15日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性20人の支給記録を確認したところ、13人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち11人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月2日から同年11月21日まで
② 昭和27年1月6日から29年3月27日まで

申立期間①及び②について、私は、A高校定時制に通学しながら、B事業所で勤務していた。入社して1か月目の賃金が思っていた額より少ないことから、当時の事務担当者に確認したところ、社会保険料を差し引いたためであり、厚生年金保険は将来給付されるものであると説明されたことを鮮明に記憶しているので、十分な調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の同僚と定時制高校の同級生の供述、申立人の同事業所における業務内容及び同僚について詳細に記憶していることから、申立人が申立期間①及び②において同事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所は、昭和57年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が隣で同じ業務に従事していたと記憶する同僚は、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚17人のうち7人は、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認できないところ、元事業主の親族は、「当事業所では、厚生年金保険は全員に加入させていなかったと思う。」と供述していることを踏まえると、同事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかつ

た事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。